

公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月25日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	各ポンプ場及び配水池計装設備保守点検業務委託ほか (合冊2件)		
業務場所	別紙仕様書のとおり		
委託期間	令和7年7月1日 ～ 令和11年6月30日 1461日間		
業務概要及び条件	各ポンプ場及び配水池の計装設備保守点検業務 対象施設 35施設 業務内容 (1) 定期点検 (年1回 35施設) 一式 (2) 年間保守 (緊急保守対応、不定期点検) . . . 一式		
予 定 価 格	¥94,600,000 (税込)	最低基準価格	¥66,220,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 (市内本店) ②建設業許可 (電気通信)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年5月8日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 実施要領に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年5月28日(水) 場 所 宇治市役所 西館 4 階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (15回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本件は「各ポンプ場及び配水池計装設備保守点検業務委託」及び「各浄水場計装設備保守点検業務委託」との合冊案件です。
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており。競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

公募型指名競争入札実施要領

各ポンプ場及び配水池計装設備保守点検業務委託ほか（合冊2件）について、公募型指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型指名競争入札参加表明書及び添付書類を提出してください。

1 競争入札参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び入札日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 宇治市内に本店を有すること。
- (6) 建設業許可（電気通信）を有すること。

2 競争入札参加方法

- (1) 所定の参加表明書にて、公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載されている提出期限までに郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。
- (2) 参加表明書には、指定された書類を添付すること。

3 競争入札参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件

の競争入札参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。

(2) 競争入札参加者として指名された者には、令和 7 年 5 月 1 5 日（木）に電子メール等で連絡するので、入札通知書等を受け取りに来ること。

(3) 選定されなかった者には、その旨を電子メール等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

4 仕様書等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課

② 受付期間 令和 7 年 4 月 2 5 日（金）から
令和 7 年 5 月 1 5 日（木）まで
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
（閉庁日並びに正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。

(3) 質疑に対する回答は、令和 7 年 5 月 1 9 日（月）午後 1 時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 お知らせに記載のとおり

(2) 場所 お知らせに記載のとおり

所在地 京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地

6 入札方法等

(1) 入札書については「宇治市郵便入札の応募案内」を参照し、郵送又は持参のいずれかの方法により、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）までに提出すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 1 回を限度とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

(2) 契約保証金は、免除する。

8 入札の無効

(1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札。なお、指名された者であっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。

(2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

9 予定価格

お知らせに記載のとおり

10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

(1) 予定価格に0.7を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を最低基準価格とする。

(2) 最低基準価格にランダム係数（電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数）を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）を本案件の最低制限価格とする。

11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 支払条件

前払いは行わない。部分払いについては、各期毎に支払うものとし、契約金額の16分の1相当額を請求に基づき15回支払う。円未満の端数が生じる場合は、最終支払日で調整する。

13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注意すること。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の入札に関する意志決定をするものが同一人の場合は、入札に参加できないので注意すること。
- (5) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

各ポンプ場及び配水池計装設備保守点検業務委託

仕様書

宇治市上下水道部

水管理センター

計装設備保守点検業務 共通仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部が発注する計装設備点検業務委託の実施に必要な事項を定めたものである。

(業務担当責任者)

第2条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、業務担当責任者を選任し、書面をもって通知しなければならない。業務担当責任者を変更したときも同様とする。

(業務担当技術者)

第3条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、業務に必要な技術、対象機器に精通し業務内容を相当に熟知している者から業務担当技術者を選任し、書面をもって通知すること。業務担当技術者を変更したときも同様とする。

(作業時間)

第4条 作業時間は原則祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時から17時までとし、準備作業等も含むものとする。

(作業について)

第5条 本業務の実施にあたり、受注者は以下の各号を遵守するものとする。

- (1) 受注者は、点検作業員として高度な専門技術を習得した者を選任すること。
- (2) 受注者は、作業範囲について担当職員と作業前の打合せを行い、点検作業員並びに第三者に対して作業区域と作業区域外が明確に判別できるよう表示すること。
- (3) 受注者は、作業実施日の作業開始前に当日の作業予定を報告するとともに、作業終了時には作業結果を報告する。点検対象機器は、施設の運転操作に支障のないよう仮処置を行い、終了時には完全復旧を行うこと。
- (4) 特記仕様書に記載された事項以外は、本仕様書による。
- (5) 作業中に不良箇所が発見された場合、軽微なものについては監督員と協議のうえ修理または取替を行うこと。

(電気事故及び故障について)

第6条 作業中及び作業完了後において、本作業に直接、または間接に起因すると判断される電気事故及び故障が発生した場合、受注者は異議なく速やかに復旧する義務を負うこと。

(報告書)

第7条 受注者は点検終了後に点検に使用した測定用機器等の一覧及び成績書等と、点検対象機器全ての点検結果について必要事項を記載した報告書を提出すること。

なお、故障または不良箇所が発見された機器については、今回修理完了または未完了、

故障原因、修理状況、事故防止の必要措置、今後の管理指針等の説明を報告書に明記し写真を添付すること。

(衛生管理)

第8条 受注者は、業務にあたっては、関係法令を遵守し、衛生管理には十分注意しなければならない。

2. 水道法第21条及び水道法施行規則第16条の定めを遵守し、業務着手までに作業従事者全員の検便検査を行い陰性の結果を確認し検査結果の写しを提出するものとする。なお、検査については6ヶ月ごとに行い、検査ごとに検査結果の写しを提出するものとする。検査費用については受注者の負担とする。

(作業内容)

第9条 本仕様書並びに特記仕様書に基づく点検は、以下のとおりとする。

- (1) 点検：機能確認、機能維持を目的として、機器及び装置の状況を確認し手入れ（清掃、増締め含む）を行うこと。
- (2) 調整：不良箇所を正常な基準に合わせ校正する。
- (3) 測定：計器による計測を行い、結果の良否を報告する。
- (4) 試験：各種方法で試験し、良否を確認し、手入れを行う。
- (5) 整備：不良箇所の取替または手直しをする。（内容は「特記仕様書」による）
- (6) 比較調整：発注者または受注者にて手分析等のデータがある場合は、そのデータにて比較し調整を行うこと。

別表 点検対象機器と点検項目について

対象機器	点検項目	備考
共通	1. 校正試験については原則 5 点チェックを行う。 2. 機械式アセンブリを持つ機器はその部分の分解清掃及び注油を行う。 3. 内蔵モニタのある機器についてはその動作確認を行う。 4. 各配線の接続部の確認及び増締を行う。 5. 点検終了後、点検した機器については機器の復旧確認を行うこと。	発信器付属又は測定用端末装置を用いること。
指示計	1. 指示計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 指示校正試験 2. 大型指示計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 指示校正試験及びゲイン調整 (3) 電源電圧の確認 3. デジタル指示計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 指示校正試験 (3) 電源電圧の確認	
指示記録計	1. 外観点検及び清掃 2. 指示部の確認 3. 記録機能の確認（メモリカード・FD等） 4. 警報等付加機能の動作確認 5. 電源電圧の確認	
カウンタ積算計	1. 外観点検及び清掃 2. 基準入力によるカウント値の確認 3. カウントの誤差測定、調整 4. 絶縁確認 5. 電源電圧の確認	
指示調節計	1. 指示調節計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 運転モード切替の動作点検 (3) 制御パラメータ設定確認 (4) 入出力校正試験 (5) 指示部の確認 (6) 警報等付加機能の動作点検 (7) 電源電圧の確認	

対象機器	点検項目	備考
	2. プログラマブル調節計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 運転モード切替の動作試験 (3) 制御パラメータ設定確認 (4) 演算機能確認 (5) 入出力校正試験 (6) 指示部の確認 (7) 自己診断等付加機能の動作点検 (8) 電源電圧の確認	
警報設定器	1. 外観点検及び清掃 2. 設定値動作確認及び調整 3. 出力接点抵抗測定 4. 電源電圧の確認	
各種設定器 手動操作器 信号選択器	1. 外観点検及び清掃 2. 設定動作確認及び調整 3. 出力指示及び手動調整動作確認 4. 制御パラメータ設定確認 5. 自己診断等付加機能の動作点検 6. 電源電圧の確認	
演算器各種 関数発生器 信号発生器 増幅器各種	1. 外観点検及び清掃 2. 演算機能確認 3. 入出力校正試験 4. 定数設定精度の確認 5. 自己診断等付加機能の動作点検 6. 電源電圧の確認	
変換器各種	1. 外観点検及び清掃 2. 絶縁確認 3. 入出力校正試験 4. 規準接点温度補償の確認 5. パーンアウト動作確認（温度変換器） 6. 供給空気圧確認（電／空変換器） 7. 電源電圧の確認	
ポジショナ	1. 電／電ポジショナ (1) 外観点検及び清掃 (2) 設定機能確認 (3) 入出力（接点）機能確認及び調整 (4) フィードバック信号確認	

対象機器	点検項目	備考
	(5) 電源電圧の確認 2. 電／空ポジション (1) 外観点検及び清掃 (2) 空気回路確認 (3) 入出力特性確認及び調整 (4) リーク確認 (5) 供給空気圧確認 (6) 電源電圧の確認 3. 電／油ポジション (1) 操作器内部の目視点検 (2) 噴射管回復圧調整 (3) 操作量調整（入力信号を加え回転角の確認・調整）	
ディストリビュータ 電源箱	1. 外観点検及び清掃 2. 入出力校正試験 3. 電源電圧及び出力校正の確認 4. リップル値測定	
多重伝送装置	1. 外観点検及び清掃 2. 入出力校正試験 3. 通信機能試験 4. スイッチ・ランプ類の機能確認	
圧力伝送器 差圧伝送器 真空計	1. 外観点検及び清掃 2. 内部分解確認（受圧部） 3. 絶縁確認 4. 入出力校正試験及び感度調整 5. 静圧変動試験 6. 大気解放によるゼロ点調整 7. 均圧によるゼロ点調整 8. 電源電圧の確認	
投込式液位伝送器	1. 外観点検（ケーブル含む）及び清掃 2. 受圧部の確認 3. 絶縁確認 4. 入出力校正試験及び感度調整 5. 実水位との比較、校正 6. 電源電圧の確認	
フロート式液位伝送器	1. 外観点検及び清掃 2. フロート・錘・ワイヤ・ドラム等の摩耗、発錆、損傷等確認 3. 駆動機構部確認	

対象機器	点検項目	備考
	4. 入出力校正試験及び感度調整 5. 実水位との比較、校正 6. 電源電圧の確認	
差圧式レベル計	1. 外観点検（異物の付着、汚れ確認）及び清掃 2. 入出力校正試験及び感度調整 3. 実液位との比較、校正 4. 電源電圧の確認	
静電容量式レベル計	1. 外観点検（異物の付着、汚れ確認）及び清掃 2. 入出力校正試験及び感度調整 3. 実液位との比較、校正 4. 電源電圧の確認	
超音波式レベル計	1. 外観点検（異物の付着、汚れ確認）及び清掃 2. 入出力校正試験及び感度調整 3. 送受信波形観測 4. 実水位との比較、校正 5. 電源電圧の確認	
電波式レベル計	1. 外観点検及び清掃 2. 入出力校正試験及び感度調整 3. 送受信レベルの確認 4. 実水位との比較、校正 5. 電源電圧の確認	
差圧流量計 （ベンチュリ式）	1. 外観点検及び清掃 2. 内部分解確認（受圧部） 3. 絶縁確認 4. 入出力校正試験及び感度調整 5. 静圧変動試験 6. 均圧によるゼロ点調整 7. 電源電圧の確認	
電磁流量計 （検出器・変換器）	1. 外観点検及び清掃（付着物の除去） 2. 検出器コイル抵抗・絶縁抵抗測定 3. 検出器電極間接液抵抗測定 4. 変換器入出力校正試験及び調整 5. 測定流体静止時のゼロ調整（静止できる場合のみ） 6. 自己診断等付加機能の動作試験 7. 電源電圧の確認	
超音波式流量計 （検出器・変換器）	1. 外観点検及び清掃 2. 同軸ケーブルの絶縁抵抗測定	

対象機器	点検項目	備考
	3. 入出力校正試験及び感度調整 4. 送受信波形観測 5. 測定流体静止時のゼロ調整（静止できる場合のみ） 6. 制御パラメータ設定確認 7. 自己診断等付加機能の動作試験 8. 電源電圧の確認	
面積式流量計 歯車式流量計	1. 外観点検及び清掃 2. 入出力校正試験及び調整 3. 電源電圧の確認	
PH計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 検出部（電極）確認 3. 測温抵抗体確認 4. KCL量（薬品）、チューブ・気泡確認 5. PH4／PH7／PH9のうち2点校正 6. 手分析との比較、調整 7. サンプル水（流量・圧力）確認 8. 付加機能（洗浄・警報等）確認 9. 電源電圧の確認	
残留塩素計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 検出部（電極）確認 3. 測温抵抗体確認 4. 模擬入力（等価抵抗等）試験 5. ゼロ点校正 6. 手分析との比較、調整 7. サンプル水（流量・圧力）確認 8. 付加機能（洗浄・警報等）確認 9. 電源電圧の確認	
表面散乱形濁度計 透過型濁度計 透過散乱比較濁度計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 受光素子、レンズ、ランプ確認 3. 標準校正板による校正試験 4. ゼロ点校正 5. 手分析との比較、調整 6. サンプル水（流量・圧力）確認 7. 付加機能（洗浄・警報等）確認 8. 電源電圧の確認	
レーザー形濁度計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 設置状況（振動・発熱・水温等）確認	

対象機器	点検項目	備考
	3. 検出部の傷及び乾燥剤等の確認 4. ゼロ点校正 5. 手分析との比較、調整 6. サンプル水（流量・圧力）確認 7. 変換器の機能動作確認 8. 各設定値（警報、プリンタ等）確認 9. 電源電圧の確認	
全室素計	1. 外観点検及び清掃（配管を含む） 2. 検出器の状態確認 3. 変換器の機能動作確認 4. 標準校正水による校正試験 5. ゼロ点校正 6. 手分析との比較・調整 7. 付加機能（洗浄・警報等）確認 8. 電源電圧の確認 9. 消耗部品の確認、定期交換	
湿温度計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 入出力校正試験及び調整 3. 電源電圧の確認	
自動水質監視装置 （水質遠方監視装置）	1. 外観点検及び清掃 2. 設置状況（振動・発熱・水漏等）確認 3. 各測定器の状態確認 4. 各測定信号の入出力校正試験 5. 各測定器ゼロ点校正 6. 手分析との比較・調整 7. サンプル水（流量・圧力）確認 8. 付加機能（洗浄・水フィルタ）確認 9. 電源電圧の確認 10. 消耗部品の確認、定期交換 11. 盤内ファン、ヒータの動作確認	
油膜検知器	1. 外観点検及び清掃 2. 検出部（検出面清掃、光軸調整）確認 3. 絶縁抵抗測定 4. フロート部（設置状態）確認 5. 変換器部（動作、調整）確認 6. 総合出力（警報出力、指示計出力）確認 7. 空気吹き出し量確認	

対象機器	点検項目	備考
	8. 消耗部品の確認、定期交換	
雨量計 (雨量強度計含)	1. 外観点検及び清掃 2. 電源電圧の確認 3. 入出力校正試験及び調整	
計装用空気源装置	1. 空気圧縮機 (1) 外部一般点検 (2) アンロード弁点検、動作確認 (3) フィルタ点検 (4) 絶縁、接地抵抗測定 2. 空気槽 (1) 外部一般点検 (2) 安全弁、ドレンコック等の点検 (3) 圧力スイッチの動作確認 (4) 充気時間の測定 3. 空気源装置近辺の空気管の漏気、損傷の確認 4. 除湿器 (1) 外部一般点検 (2) 冷媒漏れ確認 (3) 絶縁、接地抵抗確認 (4) 動作確認	
エアパージ装置	1. 外観点検及び清掃 2. BLOW—MEAS切替確認 3. 減圧弁点検、動作確認 4. FLOWメータ動作確認 5. 空気管の漏気、損傷の確認 6. パージ管の詰まりの有無確認 7. 設定圧（1次圧、2次圧、流量）確認	
ループ試験	1. 模擬信号による動作試験 2. 模擬信号による指示値の確認 3. 模擬信号入力中における現場と中央監視室での通信及び出力状態の確認	原則5点試験

計装設備保守点検業務 特記仕様書

(ポンプ場及び配水池編)

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、下記の業務委託に適用する。

委 託 名：各ポンプ場及び配水池計装設備保守点検業務

委託箇所：別紙の「計装設備点検業務 対象機器一覧表」を参照

委託期間：令和7年7月1日～令和11年6月30日

ただし、契約日から令和7年7月1日までを準備期間とする。

総 則：本特記仕様書のほか「計装設備保守点検業務 共通仕様書」にもとづき作業を行う。

(目的)

第2条 本業務は、計装設備の性能維持及び故障の発生を未然に防ぐため実施するものである。

また、計装設備に障害が発生した場合は、水道水に悪影響の無いよう応急処置、点検整備などの緊急保守対応を行うものとする。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は以下のとおりとする。

① 定期点検（年1回 35施設）・・・・・・一式

② 年間保守（緊急保守対応、不定期点検）・・・・一式

※対象機器については別紙「計装設備点検業務 対象機器一覧表」を参照

(業務内容)

第4条 本業務の内容は以下のとおりとする。

① 定期点検（年1回 35施設）

1) 定期点検とは、別紙の「計装設備点検業務 対象機器一覧表」において、

「計装設備保守点検業務 共通仕様書」の該当項目を点検するものとする。なお、ループ試験においてアイソレータ、ディスリビュータ、縦型指示計、広角度指示計、パルス変換器、演算器、指示調節計、手動設定器を含む場合は、その機器単体での試験も行うものとする。

2) 定期点検実施時、模擬信号による出力信号を確認する際は、現地テレメータ装置の通信先である「宇治浄水場 中央監視室」にも同様の出力がされているか確認を行うこととする。また、この確認において不具合が発見された場合は、原因究明に協力を行うものとする。

② 年間保守（緊急保守対応、不定期点検）

1) 緊急保守対応とは、各施設の計装機器に故障等で運転管理に支障が生じ緊急保守、応急処置が必要な場合、休日、夜間を問わず速やかに実施するものとする。また、本復旧については別途協議とする。

- 2) 不定期点検とは、各施設の計装機器に不具合・故障等が発生した場合、定期点検とは別に点検を行うものとする。また、本復旧については、別途協議とする。

③ その他

- 1) 定期点検及び年間保守について、発注者職員または発注者の委託する維持管理業者の立会いの下に作業を行うものとする。
- 2) 点検に使用する測定器具については、必ず校正及び検査に合格したものを使用すること。

(定期点検時期)

第5条 定期点検時期については、発注者と協議のうえ決定することとする。なお、定期点検は年4期に分け実施するものとする。

(連絡体制)

第6条 受注者は、常時連絡できる体制をとり、書面で提出することとする。また、連絡不能となる場合はその代替措置を定め通知しなければならない。

(消耗材料)

第7条 定期点検、年間保守に伴い発生する消耗品については、受注者が負担するものとする。

なお、消耗品とはヒューズ・パッキンなどであり、分解点検を行った際、当然交換を要する再使用不可能な消耗品を言う。また、交換時に発生した廃材は適切に処分するものとする。

(機器の補修)

第8条 受注者は、保守点検作業による不良部品の交換（消耗品を除く）または、特別な機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を担当職員に速やかに報告し、後日書面にて別途報告しなければならない。また、機器の状態により交換が必要な場合は、発注者が保管する予備品を協議のうえ取替えるものとする。

(作業の安全確保)

第9条 受注者は、業務にあたっては、関係法令を遵守し、労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めなければならない。

2. 受注者は、危険箇所（手すりのない屋上や壁面、高所、道路上等）及び酸素欠乏場所などの特に危険が予想される場所で業務を行う場合、必ず安全対策を行い事故防止に努めなければならない。また、危険が予想される場所については業務実施前に事前に協議を行うものとする。

(点検除外)

第10条 設置より1年未満の機器については、定期点検除外とするが、年間保守の対象には該

当するものとする。

(給水確保)

第 1 1 条 稼働中の施設を点検するため、作業中であっても担当職員の指示に従い、給水確保を優先しなければならない。

(設計変更)

第 1 2 条 軽微な内容については変更の対象としない。

(疑義)

第 1 3 条 本特記仕様書及び計装点検共通仕様書に定める内容と現場との相違が生じた場合は、担当職員との協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微なものについては担当職員の指示に従うものとする。

(準備期間)

第 1 4 条 本業務委託契約締結後、速やかに担当職員等と十分な協議を行い、業務履行に万全を期すこと。

(提出書類)

第 1 5 条 受注者は、次に定める書類を遅滞なく提出するものとする。

- | | | |
|-------------------|-----------------|-----|
| ① 業務着手届 | | 1 部 |
| ② 業務担当責任者及び技術者 | | 1 部 |
| ③ 業務処理計画書 | (工程表、緊急連絡表等) | 1 部 |
| ④ 点検整備記録表、試験成績書 | (年 4 期の定期点検実施毎) | 1 部 |
| ⑤ 点検整備写真 | (年 4 期の定期点検実施毎) | 1 部 |
| ⑥ 作業報告書 | (必要都度提出) | 1 部 |
| ⑦ 検便結果 | (6 ヶ月毎) | 1 部 |
| ⑧ 業務完了届 | (年 4 期の定期点検実施毎) | 1 部 |
| ⑨ その他、担当職員の指示する書類 | | 1 部 |

(支払い)

第 1 6 条 委託金額の支払いは、各期毎とし、委託金額の 1 6 分の 1 相当額を支払うものとする。
なお、支払い金額に円未満の端数が生じる場合は、最終支払い時で精算するものとする。

計装設備点検業務 対象機器一覧表

ポンプ場及び配水池 35施設

1 施設名: 東山配水池

所在地: 宇治市宇治東山43-1

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(東山配水池第1配水池水位)	JFE	SL-130B	2
	投込式水位計(東山配水池第2配水池水位)	JFE	SL-130B	
流量計	電磁流量計(東山配水池流入流量)	横河	AXF200G	2
	挿入型電磁流量計(東山配水池配水流量)	日本ハイコン	285L	
ループ試験	投込式水位計(東山配水池第1配水池水位)			5
	投込式水位計(東山配水池第2配水池水位)			
	電磁流量計(東山配水池流入流量)			
	挿入型電磁流量計(東山配水池配水流量)			
	指示計(東山配水池電動弁開度)			

2 施設名: 高峰山配水池

所在地: 宇治市五ヶ庄高峰山2-2

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(高峰山配水池第1配水池水位)	JFE	SL-180B	2
	投込式水位計(高峰山配水池第2配水池水位)	横河	WW4381	
流量計	差圧式流量計(高峰山配水池配水流量)	横河	EJX110J	1
ループ試験	投込式水位計(高峰山配水池第1配水池水位)			6
	投込式水位計(高峰山配水池第2配水池水位)			
	差圧式流量計(高峰山配水池配水流量)			
	指示計(高峰山配水池電動弁開度)			
	指示計(五ヶ庄配水池水位)			
	指示計(五ヶ庄配水池配水流量)			

3 施設名: 明星町配水池

所在地: 宇治市菟道郷原2-1の内

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(明星町配水池水位)	JFE	SL-180B	1
流量計	電磁流量計(明星町配水池配水流量)	横河	AM215DG	1
残留塩素計	残留塩素計(明星町配水池残留塩素濃度)	横河	FC400G	1
ループ試験	投込式水位計(明星町配水池水位)			3
	電磁流量計(明星町配水池配水流量)			
	残留塩素計(明星町配水池残留塩素濃度)			

4 施設名: 炭山高区配水池

所在地: 宇治市炭山乾谷2-3

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(炭山高区配水池水位)	JFE	SL-180B	1
流量計	電磁流量計(炭山高区配水池配水流量)	横河	AXG100	1
ループ試験	投込式水位計(炭山高区配水池水位)			3
	電磁流量計(炭山高区配水池配水流量)			
	指示計(炭山低区配水池水位)			

5 施設名:炭山低区配水池

所在地:宇治市炭山久田57-1他

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(炭山低区配水池水位)	JFE	SL-180B	1
流量計	電磁流量計(炭山低区配水池配水流量)	横河	AXG100	1
ループ試験	投込式水位計(炭山低区配水池水位)			2
	電磁流量計(炭山低区配水池配水流量)			

6 施設名:琵琶配水池及びポンプ場

所在地:宇治市宇治琵琶45-2の内

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(琵琶配水池第1配水池水位)	JFE	SL-180B	2
	投込式水位計(琵琶配水池第2配水池水位)	JFE	SL-180B	
流量計	超音波式流量計(琵琶ポンプ場配水流量)	東京計器	UFT-211A	2
	超音波式流量計(琵琶ポンプ場送水流量)	東京計器	UFT-211A	
ループ試験	投込式水位計(琵琶配水池第1配水池水位)			9
	投込式水位計(琵琶配水池第2配水池水位)			
	超音波式流量計(琵琶ポンプ場配水流量)			
	超音波式流量計(琵琶ポンプ場送水流量)			
	指示計(折居台配水池第1配水池水位)			
	指示計(折居台配水池第2配水池水位)			
	指示計(折居台配水池配水流量)			
	指示計(折居台加圧ポンプ場加圧配水流量)			
	指示計(折居台加圧ポンプ場加圧配水圧力)			

7 施設名:下居配水池及びポンプ場

所在地:宇治市宇治下居64-1他

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(下居配水池水位)	横河	WW4381	1
流量計	差圧式流量計(下居配水池配水流量)	島津SS	T123E12116	1
ループ試験	投込式水位計(下居配水池水位)			5
	差圧式流量計(下居配水池配水流量)			
	指示計(東山配水池水位)			
	指示計(東山配水池配水流量)			
	指示計(東山配水池流入流量)			

8 施設名:五ヶ庄配水池及びポンプ場

所在地:宇治市五ヶ庄三番割25-2他

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(五ヶ庄配水池第1配水池水位)	JFE	SL-130B	4
	投込式水位計(五ヶ庄配水池第2配水池水位)	JFE	SL-130B	
	投込式水位計(五ヶ庄配水池第3配水池No.1水位)	JFE	SL-180B	
	投込式水位計(五ヶ庄配水池第3配水池No.2水位)	JFE	SL-180B	
流量計	挿入型電磁流量計(五ヶ庄配水池配水流量)	ドットウェルシヤパン	FIM-1	2
	電磁流量計(五ヶ庄ポンプ場送水流量)	横河	AM330DG	
ループ試験	投込式水位計(五ヶ庄配水池第1配水池水位)			8
	投込式水位計(五ヶ庄配水池第2配水池水位)			
	投込式水位計(五ヶ庄配水池第3配水池No.1水位)			
	投込式水位計(五ヶ庄配水池第3配水池No.2水位)			
	挿入型電磁流量計(五ヶ庄配水池配水流量)			
	電磁流量計(五ヶ庄ポンプ場送水流量)			
	指示計(高峰山配水池第1配水池水位)			
	指示計(高峰山配水池第2配水池水位)			

9 施設名:折居台配水池及び加圧ポンプ場

所在地:宇治市折居台4丁目1-197

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(折居台配水池第1配水池水位)	JFE	SL-180B	2
	投込式水位計(折居台配水池第2配水池水位)	JFE	SL-180B	
流量計	挿入型電磁流量計(折居台配水池配水流量)	日本ハicon	395P	2
	挿入型電磁流量計(折居台加圧ポンプ場加圧配水流量)	日本ハicon	395L	
圧力伝送器	差圧式圧力計(折居台加圧ポンプ場加圧配水圧力)	日立ハイテク	EPR-N7S	1
ループ試験	投込式水位計(折居台配水池第1配水池水位)			5
	投込式水位計(折居台配水池第2配水池水位)			
	挿入型電磁流量計(折居台配水池配水流量)			
	挿入型電磁流量計(折居台加圧ポンプ場加圧配水流量)			
	差圧式圧力計(折居台加圧ポンプ場加圧配水圧力)			

10 施設名:羽戸山配水池及び加圧ポンプ場

所在地:宇治市羽戸山4丁目1-15

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(羽戸山配水池水位)	JFE	SL-180B	1
流量計	挿入型電磁流量計(羽戸山加圧ポンプ場加圧配水流量)	日立ハイテク	FMR504AR	2
	超音波型流量計(羽戸山配水池配水流量)	愛知時計	DF868	
ループ試験	投込式水位計(羽戸山配水池水位)			4
	挿入型電磁流量計(羽戸山加圧ポンプ場加圧配水流量)			
	超音波型流量計(羽戸山配水池配水流量)			
	指示計(羽戸山配水池電動弁開度)			

11 施設名:平尾台配水池及び加圧ポンプ場

所在地:宇治市平尾台4丁目17

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(平尾台配水池第1配水池)	JFE	SL-180B	2
	投込式水位計(平尾台配水池第2配水池)	JFE	SL-180B	
流量計	超音波型流量計(平尾台配水池配水流量)	東京計器	UFT-211A	2
	電磁流量計(平尾台加圧ポンプ場加圧配水流量)	横河	AXF150G	
圧力伝送器	差圧式圧力計(加圧配水圧力)	横河	UNE43-SAS2	1
ループ試験	投込式水位計(平尾台配水池第1配水池)			5
	投込式水位計(平尾台配水池第2配水池)			
	超音波型流量計(平尾台配水池配水流量)			
	電磁流量計(平尾台加圧ポンプ場加圧配水流量)			
	差圧式圧力計(平尾台加圧ポンプ場加圧配水圧力)			

12 施設名:須留配水池

所在地:宇治市木幡須留4-15他

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(須留配水池第1配水池水位No.1)	JFE	SL-130B	4
	投込式水位計(須留配水池第1配水池水位No.2)	JFE	SL-130B	
	投込式水位計(須留配水池第2配水池水位No.1)	JFE	SL-180B	
	投込式水位計(須留配水池第2配水池水位No.2)	JFE	SL-180B	
流量計	電磁流量計(須留配水池配水流量)	横河	AM335DW	1
ループ試験	投込式水位計(須留配水池第1配水池水位No.1)			5
	投込式水位計(須留配水池第1配水池水位No.2)			
	投込式水位計(須留配水池第2配水池水位No.1)			
	投込式水位計(須留配水池第2配水池水位No.2)			
	電磁流量計(須留配水池配水流量)			

13 施設名:森本ポンプ場

所在地:宇治市菟道森本1-11

点検項目	名称	製造元	型式	数量
流量計	差圧式流量計(森本ポンプ場送水流量)	横河	EXJ110J	1
記録計	液晶型記録計	横河	DX220	1
ループ試験	差圧式流量計(森本ポンプ場送水流量)			8
	指示計(高峰山配水第2配水池水位)			
	指示計(高峰山配水池配水流量)			
	指示計(高峰山配水池電動弁開度)			
	指示計(羽戸山配水池水位)			
	指示計(羽戸山配水池配水流量)			
	指示計(羽戸山加圧ポンプ場加圧配水流量)			
	指示計(羽戸山配水池電動弁開度)			

※記録計はループ試験対象外とする。

14 施設名:金井戸ポンプ場

所在地:宇治市宇治金井戸7-21

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(金井戸ポンプ場受水槽水位)	JFE	SL-180B	1
流量計	電磁流量計(金井戸ポンプ場送水流量)	横河	AXW0801	1
ループ試験	投込式水位計(金井戸ポンプ場受水槽水位)			3
	電磁流量計(金井戸ポンプ場送水流量)			
	抵抗式レベル計(金井戸加圧ポンプ場3号受水槽水位)			

15 施設名:金井戸加圧ポンプ場

所在地:宇治市宇治金井戸7-2

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	抵抗式レベル計(金井戸加圧ポンプ場3号受水槽水位)	NOHKEN	LR200 S	1
ループ試験	抵抗式レベル計(金井戸加圧ポンプ場3号受水槽水位)			1

16 施設名:広岡谷ポンプ場

所在地:宇治市木幡南山15-19

点検項目	名称	製造元	型式	数量
流量計	超音波型流量計(広岡谷ポンプ場送水流量)	東京計器	UFT-212A	1
圧力伝送器	差圧式圧力計(広岡谷ポンプ場流入圧力)	横河	EJX430J	1
ループ試験	超音波型流量計(広岡谷ポンプ場送水流量)			5
	差圧式圧力計(広岡谷ポンプ場流入圧力)			
	指示計(須留配水池第1配水池水位)			
	指示計(須留配水池第2配水池水位)			
	指示計(須留配水池配水流量)			

17 施設名:明星町ポンプ場

所在地:宇治市明星町1丁目1-26他

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(明星町ポンプ場水位)	JFE	SL-180B	1
流量計	電磁流量計(明星町ポンプ場送水流量)	横河	AXG100	1
ループ試験	投込式水位計(明星町ポンプ場水位)			5
	電磁流量計(明星町ポンプ場送水流量)			
	指示計(明星町配水池水位)			
	指示計(明星町配水池配水流量)			
	指示計(明星町配水池残留塩素濃度)			

18 施設名:平尾台ポンプ場

所在地:宇治市平尾台4丁目1-1

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(平尾台ポンプ場水位)	JFE	SL-130B	1
流量計	電磁流量計(平尾台ポンプ場送水流量)	横河	Y320G-AG1	1
ループ試験	投込式水位計(平尾台ポンプ場水位)			6
	電磁流量計(平尾台ポンプ場送水流量)			
	指示計(平尾台配水池水位)			
	指示計(平尾台配水池配水流量)			
	指示計(平尾台加圧ポンプ場加圧配水流量)			
	指示計(平尾台加圧ポンプ場配水圧力)			

19 施設名:白川加圧ポンプ場

所在地:宇治市白川鍋倉山42-6他

点検項目	名称	製造元	型式	数量
流量計	電磁流量計(白川加圧ポンプ場加圧配水流量)	横河	AE210SG	1
残留塩素計	残留塩素計(白川加圧ポンプ場残留塩素濃度)	DKK	CLF-8M	1
ループ試験	電磁流量計(白川加圧ポンプ場加圧配水流量)			2
	残留塩素計(白川加圧ポンプ場残留塩素濃度)			

20 施設名:炭山第1ポンプ場

所在地:宇治市木幡須留4-15他

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(炭山第1ポンプ場水位)	島津SS	T153K21816	1
流量計	電磁流量計(炭山第1ポンプ場送水流量)	島津SS	T782F	1
ループ試験	投込式水位計(炭山第1ポンプ場水位)			2
	電磁流量計(炭山第1ポンプ場送水流量)			

21 施設名:炭山第2ポンプ場

所在地:宇治市木幡南原2-19

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(炭山第2ポンプ場水位)	JFE	SL-180B	1
流量計	電磁流量計(炭山第2ポンプ場送水流量)	横河	AXF080G	1
ループ試験	投込式水位計(炭山第2ポンプ場水位)			4
	電磁流量計(炭山第2ポンプ場送水流量)			
	指示計(炭山高区配水池水位)			
	指示計(炭山低区配水池水位)			

22 施設名:炭山中継ポンプ場

所在地:宇治市炭山滝ノ元8-4

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(炭山中継ポンプ場水位)	愛知時計	LP009	1
流量計	電磁流量計(炭山中継ポンプ場送水流量)	愛知時計	TAV-S080	1
残留塩素計	残留塩素計(炭山中継ポンプ場残留塩素濃度)	横河	FC400G	1
ループ試験	投込式水位計(炭山中継ポンプ場水位)			6
	電磁流量計(炭山中継ポンプ場送水流量)			
	残留塩素計(炭山中継ポンプ場残留塩素濃度)			
	指示計(炭山中継ポンプ場電動弁開度)			
	指示計(炭山中継調整池水位)			
	指示計(炭山中継調整池配水流量)			

23 施設名:炭山中継調整池

所在地:宇治市炭山滝ノ元1-2

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(炭山中継調整池水位)	愛知時計	LP009	1
流量計	超音波式流量計(炭山中継調整池配水流量)	愛知時計	C-RS	1
ループ試験	投込式水位計(炭山中継調整池水位)			2
	超音波式流量計(炭山中継調整池配水流量)			

24 施設:二尾配水池

所在地:宇治市二尾金剛谷7-10

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	差圧式水位計(二尾配水池水位)	横河	EJA-110	1
流量計	電磁流量計(二尾配水池配水流量)	横河	AXF050W	1
ループ試験	差圧式水位計(二尾配水池水位)			2
	電磁流量計(二尾配水池配水流量)			

25 施設名:二尾圧力調整池

所在地:宇治市二尾宇川5-4

所在地: 宇治市二尾字川上				
点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(二尾圧力調整池水位)	愛知時計	LP009	1
流量計	電磁流量計(二尾圧力調整池流入量)	横河	AXF080G	1
ループ試験	投込式水位計(二尾圧力調整池水位)			2
	電磁流量計(二尾圧力調整池流入量)			

26 施設名:笠取第2中継ポンプ場

所在地:宇治市西笠取引坂70-9・73-3

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取第2中継ポンプ場水位)	愛知時計	LP009	1
流量計	電磁流量計(笠取第2中継ポンプ場送水流量)	横河	AXF080G	1
記録計	液晶型記録計	横河	DX1012	1
ループ試験	投込式水位計(笠取第2中継ポンプ場水位)			2
	電磁流量計(笠取第2中継ポンプ場送水流量)			

※記録計はループ試験対象外とする。

27 施設名:笠取第4ポンプ場

所在地:宇治市西笠取赤坂21-9

所在地: 宇治市西立取第21号				
点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取第4ポンプ場水位)	JFE	SL-180B	1
ループ試験	投込式水位計(笠取第4ポンプ場水位)			2
	指示計(笠取第5配水池水位)			

28 施設名:笠取第5配水池及び笠取第5ポンプ場

所在地:宇治市西笠取赤坂32-12

所在地：〒160-8501 東京都目黒区目黒3-2-12				
点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取第5配水池水位)	JFE	SL-130B	1
流量計	電磁流量計(笠取第5配水池送水流量)	横河	AXW050	2
	超音波流量計(笠取第5配水池配水流量)	東京計器	UFT-213A	
ループ試験	投込式水位計(笠取第5配水池水位)			4
	電磁流量計(笠取第5配水池送水流量)			
	超音波流量計(笠取第5配水池配水流量)			
	指示計(笠取第2配水池水位)			

29 施設名:笠取第1中継ポンプ場

所在地:宇治市西笠取石原7-11

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取第1中継ポンプ場水位)	愛知時計	LP009	1
流量計	電磁流量計(笠取第1中継ポンプ場流入流量)	島津SS	T782F08025181	3
	電磁流量計(笠取第1中継ポンプ場1系送水流量)	島津SS	T782F05015182	
	電磁流量計(笠取第1中継ポンプ場2系送水流量)	島津SS	T782F05015182	
記録計	液晶型記録計	横河	DX1012	1
ループ試験	投込式水位計(笠取第1中継ポンプ場水位)			4
	電磁流量計(笠取第1中継ポンプ場流入流量)			
	電磁流量計(笠取第1中継ポンプ場1系送水流量)			
	電磁流量計(笠取第1中継ポンプ場2系送水流量)			

※記録計はループ試験対象外とする。

30 施設名:笠取第1配水池

所在地:宇治市東笠取奥出14-2

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取第1配水池水位)	JFE	SL-180B	1
ループ試験	投込式水位計(笠取第1配水池水位)			1

31 施設名:笠取第2配水池

所在地:宇治市東笠取大平40-2・稲出1-2

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取第2配水池水位)	JFE	SL-180B	1
ループ試験	投込式水位計(笠取第2配水池水位)			1

32 施設名:笠取圧力調整池

所在地:宇治市東笠取平出55-4

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取圧力調整池水位)	JFE	SL-180B	1
ループ試験	投込式水位計(笠取圧力調整池水位)			1

33 施設名:笠取第3配水池及び第3ポンプ場

所在地:宇治市西笠取相月川西17-2

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取第3配水池水位)	JFE	SL-180B	1
流量計	電磁流量計(笠取第3ポンプ場送水流量)	横河	AXF050W	1
ループ試験	投込式水位計(笠取第3配水池水位)			3
	電磁流量計(笠取第3ポンプ場送水流量)			
	警報設定器(笠取第4配水池水位)			

34 施設名:笠取第4配水池

所在地:宇治市西笠取中島27-2

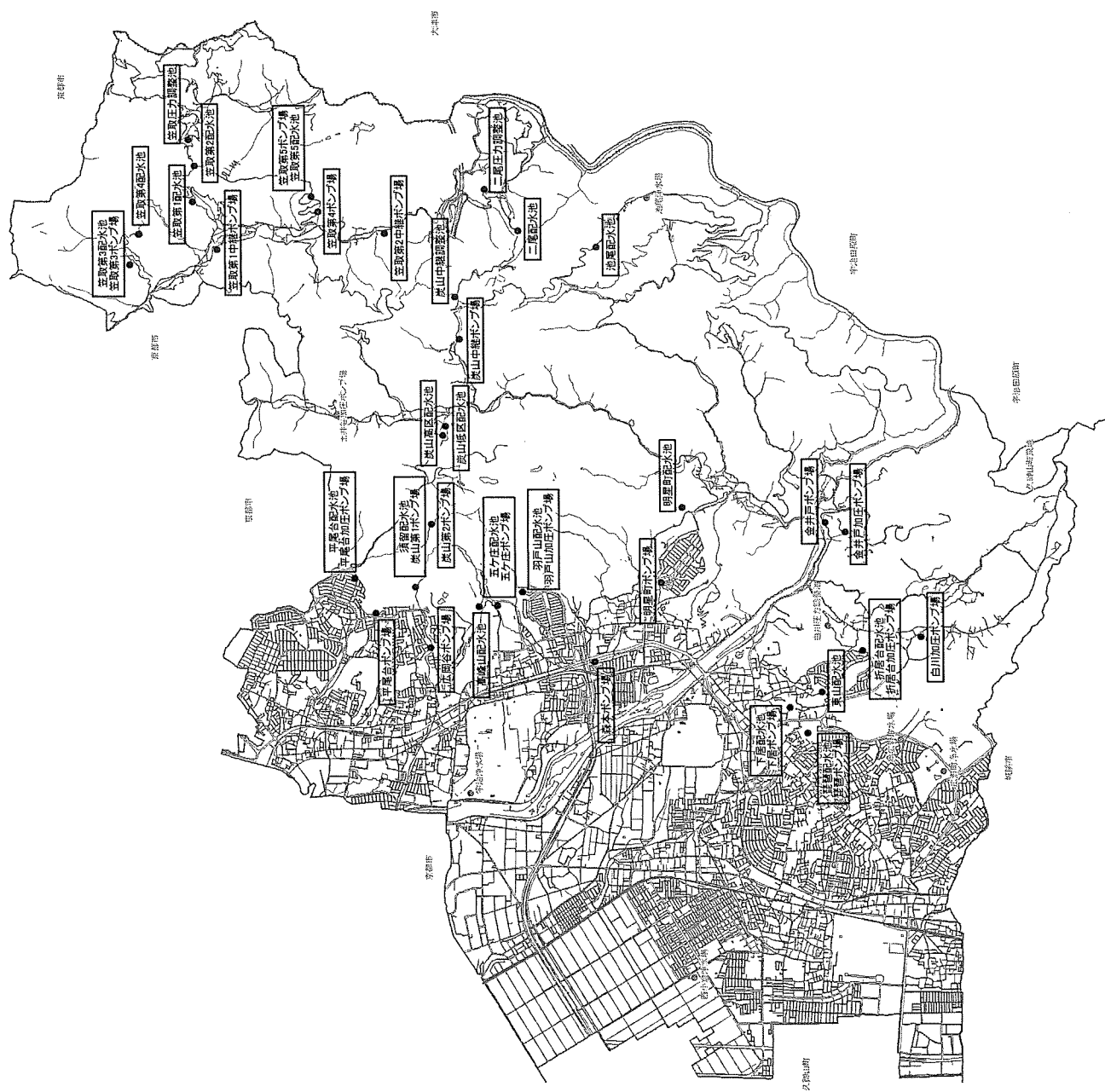
点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(笠取第4配水池水位)	JFE	SL-180B	1
ループ試験	投込式水位計(笠取第4配水池水位)			1

35 施設名:池尾配水池

所在地:宇治市池尾西組74

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(池尾配水池水位)	JFE	SL-180B	1
ループ試験	投込式水位計(池尾配水池水位)			1

位置図



1

各浄水場計装設備保守点検業務委託

仕様書

宇治市上下水道部

水管理センター

計装設備保守点検業務 共通仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部が発注する計装設備点検業務委託の実施に必要な事項を定めたものである。

(業務担当責任者)

第2条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、業務担当責任者を選任し、書面をもって通知しなければならない。業務担当責任者を変更したときも同様とする。

(業務担当技術者)

第3条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、業務に必要な技術、対象機器に精通し業務内容を相当に熟知している者から業務担当技術者を選任し、書面をもって通知すること。業務担当技術者を変更したときも同様とする。

(作業時間)

第4条 作業時間は原則祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時から17時までとし、準備作業等も含むものとする。

(作業について)

第5条 本業務の実施にあたり、受注者は以下の各号を遵守するものとする。

- (1) 受注者は、点検作業員として高度な専門技術を習得した者を選任すること。
- (2) 受注者は、作業範囲について担当職員と作業前の打合せを行い、点検作業員並びに第三者に対して作業区域と作業区域外が明確に判別できるよう表示すること。
- (3) 受注者は、作業実施日の作業開始前に当日の作業予定を報告するとともに、作業終了時には作業結果を報告する。点検対象機器は、施設の運転操作に支障のないよう仮処置を行い、終了時には完全復旧を行うこと。
- (4) 特記仕様書に記載された事項以外は、本仕様書による。
- (5) 作業中に不良箇所が発見された場合、軽微なものについては監督員と協議のうえ修理または取替を行うこと。

(電気事故及び故障について)

第6条 作業中及び作業完了後において、本作業に直接、または間接に起因すると判断される電気事故及び故障が発生した場合、受注者は異議なく速やかに復旧する義務を負うこと。

(報告書)

第7条 受注者は点検終了後に点検に使用した測定用機器等の一覧及び成績書等と、点検対象機器全ての点検結果について必要事項を記載した報告書を提出すること。

なお、故障または不良箇所が発見された機器については、今回修理完了または未完了、

故障原因、修理状況、事故防止の必要措置、今後の管理指針等の説明を報告書に明記し写真を添付すること。

(衛生管理)

第8条 受注者は、業務にあたっては、関係法令を遵守し、衛生管理には十分注意しなければならない。

2. 水道法第21条及び水道法施行規則第16条の定めを遵守し、業務着手までに作業従事者全員の検便検査を行い陰性の結果を確認し検査結果の写しを提出するものとする。なお、検査については6ヶ月ごとに行い、検査ごとに検査結果の写しを提出するものとする。検査費用については受注者の負担とする。

(作業内容)

第9条 本仕様書並びに特記仕様書に基づく点検は、以下のとおりとする。

- (1) 点検：機能確認、機能維持を目的として、機器及び装置の状況を確認し手入れ（清掃、増締め含む）を行うこと。
- (2) 調整：不良箇所を正常な基準に合わせ校正する。
- (3) 測定：計器による計測を行い、結果の良否を報告する。
- (4) 試験：各種方法で試験し、良否を確認し、手入れを行う。
- (5) 整備：不良箇所の取替または手直しをする。（内容は「特記仕様書」による）
- (6) 比較調整：発注者または受注者にて手分析等のデータがある場合は、そのデータにて比較し調整を行うこと。

別表 点検対象機器と点検項目について

対象機器	点検項目	備考
共通	1. 校正試験については原則 5 点チェックを行う。 2. 機械式アセンブリを持つ機器はその部分の分解清掃及び注油を行う。 3. 内蔵モニタのある機器についてはその動作確認を行う。 4. 各配線の接続部の確認及び増締を行う。 5. 点検終了後、点検した機器については機器の復旧確認を行うこと。	発信器付属又は測定用端末装置を用いること。
指示計	1. 指示計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 指示校正試験 2. 大型指示計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 指示校正試験及びゲイン調整 (3) 電源電圧の確認 3. デジタル指示計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 指示校正試験 (3) 電源電圧の確認	
指示記録計	1. 外観点検及び清掃 2. 指示部の確認 3. 記録機能の確認（メモリカード・FD等） 4. 警報等付加機能の動作確認 5. 電源電圧の確認	
カウンタ積算計	1. 外観点検及び清掃 2. 基準入力によるカウント値の確認 3. カウントの誤差測定、調整 4. 絶縁確認 5. 電源電圧の確認	
指示調節計	1. 指示調節計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 運転モード切替の動作点検 (3) 制御パラメータ設定確認 (4) 入出力校正試験 (5) 指示部の確認 (6) 警報等付加機能の動作点検 (7) 電源電圧の確認	

対象機器	点検項目	備考
	2. プログラマブル調節計 (1) 外観点検及び清掃 (2) 運転モード切替の動作試験 (3) 制御パラメータ設定確認 (4) 演算機能確認 (5) 入出力校正試験 (6) 指示部の確認 (7) 自己診断等付加機能の動作点検 (8) 電源電圧の確認	
警報設定器	1. 外観点検及び清掃 2. 設定値動作確認及び調整 3. 出力接点抵抗測定 4. 電源電圧の確認	
各種設定器 手動操作器 信号選択器	1. 外観点検及び清掃 2. 設定動作確認及び調整 3. 出力指示及び手動調整動作確認 4. 制御パラメータ設定確認 5. 自己診断等付加機能の動作点検 6. 電源電圧の確認	
演算器各種 関数発生器 信号発生器 増幅器各種	1. 外観点検及び清掃 2. 演算機能確認 3. 入出力校正試験 4. 定数設定精度の確認 5. 自己診断等付加機能の動作点検 6. 電源電圧の確認	
変換器各種	1. 外観点検及び清掃 2. 絶縁確認 3. 入出力校正試験 4. 規準接点温度補償の確認 5. バーンアウト動作確認（温度変換器） 6. 供給空気圧確認（電／空変換器） 7. 電源電圧の確認	
ポジショナ	1. 電／電ポジショナ (1) 外観点検及び清掃 (2) 設定機能確認 (3) 入出力（接点）機能確認及び調整 (4) フィードバック信号確認	

対象機器	点検項目	備考
	(5) 電源電圧の確認 2. 電／空ポジションナ (1) 外観点検及び清掃 (2) 空気回路確認 (3) 入出力特性確認及び調整 (4) リーク確認 (5) 供給空気圧確認 (6) 電源電圧の確認 3. 電／油ポジションナ (1) 操作器内部の目視点検 (2) 噴射管回復圧調整 (3) 操作量調整（入力信号を加え回転角の確認・調整）	
ディストリビュータ 電源箱	1. 外観点検及び清掃 2. 入出力校正試験 3. 電源電圧及び出力校正の確認 4. リップル値測定	
多重伝送装置	1. 外観点検及び清掃 2. 入出力校正試験 3. 通信機能試験 4. スイッチ・ランプ類の機能確認	
圧力伝送器 差圧伝送器 真空計	1. 外観点検及び清掃 2. 内部分解確認（受圧部） 3. 絶縁確認 4. 入出力校正試験及び感度調整 5. 静圧変動試験 6. 大気解放によるゼロ点調整 7. 均圧によるゼロ点調整 8. 電源電圧の確認	
投込式液位伝送器	1. 外観点検（ケーブル含む）及び清掃 2. 受圧部の確認 3. 絶縁確認 4. 入出力校正試験及び感度調整 5. 実水位との比較、校正 6. 電源電圧の確認	
フロート式液位伝送器	1. 外観点検及び清掃 2. フロート・錘・ワイヤ・ドラム等の摩耗、発錆、損傷等確認 3. 駆動機構部確認	

対象機器	点検項目	備考
	4. 入出力校正試験及び感度調整 5. 実水位との比較、校正 6. 電源電圧の確認	
差圧式レベル計	1. 外観点検（異物の付着、汚れ確認）及び清掃 2. 入出力校正試験及び感度調整 3. 実液位との比較、校正 4. 電源電圧の確認	
静電容量式レベル計	1. 外観点検（異物の付着、汚れ確認）及び清掃 2. 入出力校正試験及び感度調整 3. 実液位との比較、校正 4. 電源電圧の確認	
超音波式レベル計	1. 外観点検（異物の付着、汚れ確認）及び清掃 2. 入出力校正試験及び感度調整 3. 送受信波形観測 4. 実水位との比較、校正 5. 電源電圧の確認	
電波式レベル計	1. 外観点検及び清掃 2. 入出力校正試験及び感度調整 3. 送受信レベルの確認 4. 実水位との比較、校正 5. 電源電圧の確認	
差圧流量計 （ベンチュリ式）	1. 外観点検及び清掃 2. 内部分解確認（受圧部） 3. 絶縁確認 4. 入出力校正試験及び感度調整 5. 静圧変動試験 6. 均圧によるゼロ点調整 7. 電源電圧の確認	
電磁流量計 （検出器・変換器）	1. 外観点検及び清掃（付着物の除去） 2. 検出器コイル抵抗・絶縁抵抗測定 3. 検出器電極間接液抵抗測定 4. 変換器入出力校正試験及び調整 5. 測定流体静止時のゼロ調整（静止できる場合のみ） 6. 自己診断等付加機能の動作試験 7. 電源電圧の確認	
超音波式流量計 （検出器・変換器）	1. 外観点検及び清掃 2. 同軸ケーブルの絶縁抵抗測定	

対象機器	点検項目	備考
	3. 入出力校正試験及び感度調整 4. 送受信波形観測 5. 測定流体静止時のゼロ調整（静止できる場合のみ） 6. 制御パラメータ設定確認 7. 自己診断等付加機能の動作試験 8. 電源電圧の確認	
面積式流量計 歯車式流量計	1. 外観点検及び清掃 2. 入出力校正試験及び調整 3. 電源電圧の確認	
PH計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 検出部（電極）確認 3. 測温抵抗体確認 4. KCL量（薬品）、チューブ・気泡確認 5. PH4／PH7／PH9のうち2点校正 6. 手分析との比較、調整 7. サンプル水（流量・圧力）確認 8. 付加機能（洗浄・警報等）確認 9. 電源電圧の確認	
残留塩素計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 検出部（電極）確認 3. 測温抵抗体確認 4. 模擬入力（等価抵抗等）試験 5. ゼロ点校正 6. 手分析との比較、調整 7. サンプル水（流量・圧力）確認 8. 付加機能（洗浄・警報等）確認 9. 電源電圧の確認	
表面散乱形濁度計 透過型濁度計 透過散乱比較濁度計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 受光素子、レンズ、ランプ確認 3. 標準校正板による校正試験 4. ゼロ点校正 5. 手分析との比較、調整 6. サンプル水（流量・圧力）確認 7. 付加機能（洗浄・警報等）確認 8. 電源電圧の確認	
レーザー形濁度計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 設置状況（振動・発熱・水温等）確認	

対象機器	点検項目	備考
	3. 検出部の傷及び乾燥剤等の確認 4. ゼロ点校正 5. 手分析との比較、調整 6. サンプル水（流量・圧力）確認 7. 変換器の機能動作確認 8. 各設定値（警報、プリンタ等）確認 9. 電源電圧の確認	
全室素計	1. 外観点検及び清掃（配管を含む） 2. 検出器の状態確認 3. 変換器の機能動作確認 4. 標準校正水による校正試験 5. ゼロ点校正 6. 手分析との比較・調整 7. 付加機能（洗浄・警報等）確認 8. 電源電圧の確認 9. 消耗部品の確認、定期交換	
湿温度計	1. 外観点検及び清掃（槽及び配管を含む） 2. 入出力校正試験及び調整 3. 電源電圧の確認	
自動水質監視装置 （水質遠方監視装置）	1. 外観点検及び清掃 2. 設置状況（振動・発熱・水漏等）確認 3. 各測定器の状態確認 4. 各測定信号の入出力校正試験 5. 各測定器ゼロ点校正 6. 手分析との比較・調整 7. サンプル水（流量・圧力）確認 8. 付加機能（洗浄・水フィルタ）確認 9. 電源電圧の確認 10. 消耗部品の確認、定期交換 11. 盤内ファン、ヒータの動作確認	
油膜検知器	1. 外観点検及び清掃 2. 検出部（検出面清掃、光軸調整）確認 3. 絶縁抵抗測定 4. フロート部（設置状態）確認 5. 変換器部（動作、調整）確認 6. 総合出力（警報出力、指示計出力）確認 7. 空気吹き出し量確認	

対象機器	点検項目	備考
	8. 消耗部品の確認、定期交換	
雨量計 (雨量強度計含)	1. 外観点検及び清掃 2. 電源電圧の確認 3. 入出力校正試験及び調整	
計装用空気源装置	1. 空気圧縮機 (1) 外部一般点検 (2) アンロード弁点検、動作確認 (3) フィルタ点検 (4) 絶縁、接地抵抗測定 2. 空気槽 (1) 外部一般点検 (2) 安全弁、ドレンコック等の点検 (3) 圧力スイッチの動作確認 (4) 充気時間の測定 3. 空気源装置近辺の空気管の漏気、損傷の確認 4. 除湿器 (1) 外部一般点検 (2) 冷媒漏れ確認 (3) 絶縁、接地抵抗確認 (4) 動作確認	
エアパージ装置	1. 外観点検及び清掃 2. BLOW—MEAS切替確認 3. 減圧弁点検、動作確認 4. FLOWメータ動作確認 5. 空気管の漏気、損傷の確認 6. パージ管の詰まりの有無確認 7. 設定圧（1次圧、2次圧、流量）確認	
ループ試験	1. 模擬信号による動作試験 2. 模擬信号による指示値の確認 3. 模擬信号入力中における現場と中央監視室での通信及び出力状態の確認	原則5点試験

計装設備保守点検業務 特記仕様書

(浄水場編)

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、下記の業務委託に適用する。

委 託 名：各浄水場計装設備保守点検業務

委託箇所：別紙の「計装設備保守点検業務 対象施設及び機器一覧表」を参照

委託期間：令和7年7月1日～令和11年6月30日

ただし、契約日から令和7年7月1日を準備期間とする。

総 則：本特記仕様書のほか「計装設備保守点検業務 共通仕様書」に基づき作業を行う。

(目的)

第2条 本業務は、計装設備の性能維持及び故障の発生を未然に防ぐため実施するものである。

また、計装設備に障害が発生した場合は、水道水に悪影響の無いよう応急処置、点検整備などの緊急保守対応を行うものとする。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は以下のとおりとする。

① 定期点検（年1回 4施設）・・・・・・一式

② 年間保守（緊急保守対応、不定期点検）・・・・一式

※対象機器については別紙「計装設備保守点検業務 対象施設及び機器一覧表」を参照

(業務内容)

第4条 本業務の内容は以下のとおりとする。

① 定期点検（年1回 4施設）

1) 定期点検とは、別紙の「計装設備保守点検業務 対象施設及び機器一覧表」において、「計装設備保守点検業務 共通仕様書」の該当項目を点検するものとする。なお、ループ試験においてアイソレータ、ディスリビュータ、縦型指示計、広角度指示計、パルス変換器、演算器、指示調節計、手動設定器を含む場合は、その機器単体での試験も行うものとする。

2) 定期点検実施時、模擬信号による出力信号を確認する際は、現地テレメータ装置の通信先である「宇治浄水場 中央監視室」にも同様の出力がされているか確認を行うものとする。また、この確認において不具合が発見された場合は、原因究明に協力を行うものとする。

② 年間保守（緊急保守対応、不定期点検）

1) 緊急保守対応とは、各施設の計装機器に故障等で運転管理に支障が生じ緊急保守、応急処置が必要な場合、休日、夜間を問わず速やかに実施するものとする。また、本復旧については別途協議とする。

- 2) 不定期点検とは、各施設の計装機器に不具合・故障等が発生した場合、定期点検とは別に点検を行うものとする。また、本復旧については、別途協議とする。

③ その他

- 1) 定期点検及び年間保守について、発注者職員または発注者の委託する維持管理業者の立会いの下に作業を行うものとする。
- 2) 点検に使用する測定器具については、必ず校正及び検査に合格したものを使用すること。

(定期点検時期)

第5条 定期点検時期については、担当職員と協議のうえ決定するものとする。なお、定期点検は年4期に分け実施するものとする。

(連絡体制)

第6条 受注者は、常時連絡できる体制をとり、書面で提出するものとする。また、連絡不能となる場合はその代替措置を定め通知しなければならない。

(消耗材料)

第7条 定期点検、年間保守に伴い発生する消耗品については、受注者が負担するものとする。
なお、消耗品とはヒューズ・パッキンなどであり、分解点検を行った際、当然交換を要する再使用不可能な消耗品を言う。また、交換時に発生した廃材は適切に処分するものとする。

(機器の補修)

第8条 受注者は、保守点検作業による不良部品の交換（消耗品を除く）または、特別な機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を担当職員に速やかに報告し、後日書面にて別途報告しなければならない。また、機器の状態により交換が必要な場合は、発注者が保管する予備品を協議のうえ取替えるものとする。

(作業の安全確保)

第9条 受注者は、業務にあたっては、関係法令を遵守し、労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めなければならない。

2. 受注者は、危険箇所（手すりのない屋上や壁面、高所、道路上等）及び酸素欠乏場所などの特に危険が予想される場所で業務を行う場合、必ず安全対策を行い事故防止に努めなければならない。また、危険が予想される場所については業務実施前に事前に協議を行うものとする。

(点検除外)

第10条 設置より1年未満の機器については、定期点検除外とするが、年間保守の対象には該

当するものとする。

(給水確保)

第 1 1 条 稼働中の施設を点検するため、作業中であっても担当職員の指示に従い、給水確保を優先しなければならない。

(設計変更)

第 1 2 条 軽微な内容については変更の対象としない。

(疑義)

第 1 3 条 本特記仕様書及び計装点検共通仕様書に定める内容と現場との相違が生じた場合は、担当職員との協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微なものについては担当職員の指示に従うものとする。

(準備期間)

第 1 4 条 本業務委託契約締結後、速やかに担当職員等と十分な協議を行い、業務履行に万全を期すこと。

(提出書類)

第 1 5 条 受注者は、次に定める書類を遅滞なく提出するものとする。

① 業務着手届		1 部
② 業務担当責任者及び技術者		1 部
③ 業務処理計画書	(工程表、緊急連絡表等)	1 部
④ 点検整備記録表、試験成績書	(年 4 期の定期点検実施毎)	1 部
⑤ 点検整備写真	(年 4 期の定期点検実施毎)	1 部
⑥ 作業報告書	(必要都度提出)	1 部
⑦ 検便結果	(6 ヶ月毎)	1 部
⑧ 業務完了届	(年 4 期の定期点検実施毎)	1 部
⑨ その他、担当職員の指示する書類		1 部

(支払い)

第 1 6 条 委託金額の支払いは、各期毎とし、委託金額の 1 6 分の 1 相当額を支払うものとする。
なお、支払い金額に円未満の端数が生じる場合は、最終支払い時で精算するものとする。

計装設備保守点検業務 対象施設及び機器一覧表

浄水場 4施設

1 施設名: 西小倉浄水場

所在地: 宇治市伊勢田町中遊田5-1他

点検項目	名称、種別	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(西小倉浄水場取水井水位)	JFE	SL-232B	4
	投込式水位計(西小倉浄水場第1配水池水位)	JFE	SL-130B	
	投込式水位計(西小倉浄水場第2配水池水位)	JFE	SL-130B	
	投込式水位計(西小倉浄水場ろ過ポンプ井水位)	JFE	SL-130B	
流量計	電磁流量計(西小倉浄水場取水流量)	横河	AXF200G	8
	電磁流量計(西小倉浄水場府営水受水流量)	島津SS	T780F2001018	
	電磁流量計(西小倉浄水場No.1ろ過流量)	島津SS	T863F01502511X	
	電磁流量計(西小倉浄水場No.2ろ過流量)	島津SS	T863F01502511X	
	電磁流量計(西小倉浄水場No.3ろ過流量)	島津SS	T863F01502511X	
	電磁流量計(西小倉浄水場逆洗流量)	島津SS	T863F02502311X	
	電磁流量計(西小倉浄水場配水流量)	島津SS	T863F04003311X	
	フローセンサー(西小倉浄水場沈砂池次亜注入量)	愛知時計	VNS-05	
圧力伝送器	圧力発信器(西小倉浄水場配水吐出圧力 常用側)	島津SS	T114G10316	2
	圧力発信器(西小倉浄水場配水吐出圧力 予備側)	島津SS	T114G10316	
記録計	液晶型記録計	横河	DX2030	2
	液晶型記録計	横河	DX1012	
PH計	PH計(西小倉浄水場原水PH値)	横河	PH8EFP	2
	PH計(西小倉浄水場配水池PH値)	横河	PH8EFP	
濁度計	濁度計(西小倉浄水場原水濁度)	横河	TB810D	2
	濁度計(西小倉浄水場配水池濁度)	横河	TB810D	
残留塩素計	残留塩素計(西小倉浄水場ろ過ポンプ井残留塩素濃度)	横河	FC800D	2
	残留塩素計(西小倉浄水場配水池残留塩素濃度)	横河	FC800D	
ループ試験	投込式水位計(西小倉浄水場取水井水位)			25
	投込式水位計(西小倉浄水場第1配水池水位)			
	投込式水位計(西小倉浄水場第2配水池水位)			
	投込式水位計(西小倉浄水場ろ過ポンプ井水位)			
	電磁流量計(西小倉浄水場取水流量)			
	電磁流量計(西小倉浄水場府営水受水流量)			
	電磁流量計(西小倉浄水場No.1ろ過流量)			
	電磁流量計(西小倉浄水場No.2ろ過流量)			
	電磁流量計(西小倉浄水場No.3ろ過流量)			
	電磁流量計(西小倉浄水場逆洗流量)			
	電磁流量計(西小倉浄水場配水流量)			
	フローセンサー(西小倉浄水場沈砂池次亜注入量)			
	圧力発信器(西小倉浄水場配水吐出圧力 常用側)			
	圧力発信器(西小倉浄水場配水吐出圧力 予備側)			
	PH計(西小倉浄水場原水PH値)			
	PH計(西小倉浄水場配水池PH値)			
	濁度計(西小倉浄水場原水濁度)			
	濁度計(西小倉浄水場配水池濁度)			
	残留塩素計(西小倉浄水場ろ過ポンプ井残留塩素濃度)			
	残留塩素計(西小倉浄水場配水池残留塩素濃度)			
	演算器(西小倉浄水場総ろ過流量)			
	手動設定器(西小倉浄水場取水弁開度)			
	手動設定器(西小倉浄水場府営水受水弁開度)			
	手動設定器(西小倉浄水場府営水調節弁開度)			
	手動設定器(西小倉浄水場次亜注入量)			

2 施設名:奥広野取水場

所在地:宇治市広野町尖山6-20

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(奥広野取水場取水井水位)	JFE	SL-232B	1
ループ試験	投込式水位計(奥広野取水場取水井水位)			4
	指示計(広野町配水池1号配水池水位)			
	指示計(広野町配水池2号配水池水位)			
	指示計(広野町浄水場奥広野取水流量)			

3 施設名:広野町浄水場(併設:広野町配水池及び広野町加圧ポンプ場)

所在地:宇治市広野町八軒屋谷27

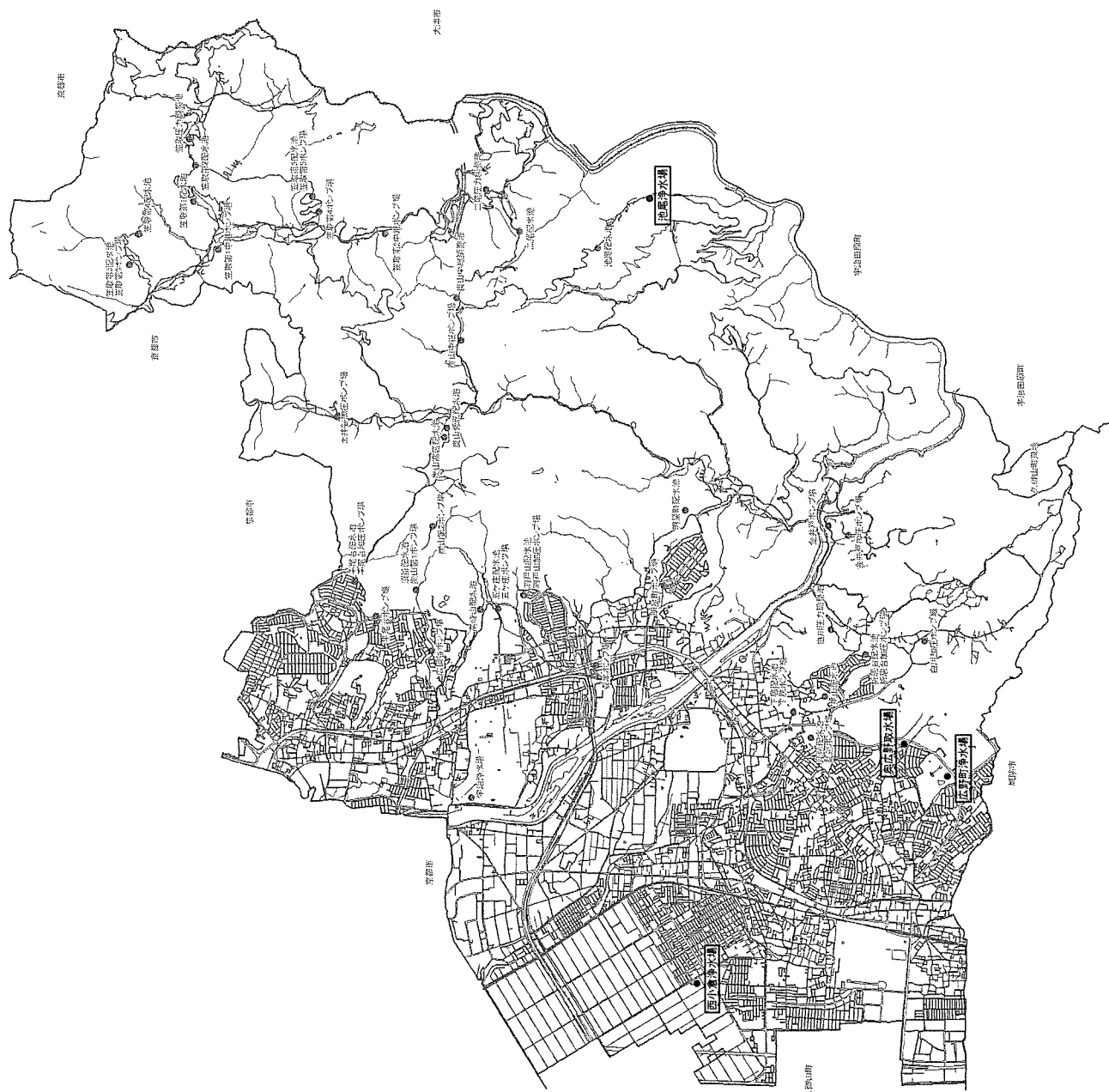
点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	差圧式水位計(広野町配水池1号配水池水位)	島津SS	T123012416	3
	差圧式水位計(広野町配水池2号配水池水位)	横河	EJX110A	
	投込式水位計(広野町浄水場取水井水位)	JFE	SL-232B	
流量計	超音波式流量計(広野町配水池配水流量)	東京計器	UFT-221A	6
	電磁流量計(広野町加圧ポンプ場加圧配水流量)	横河	AM210AG	
	電磁流量計(広野町浄水場取水流量)	島津SS	T782F08025181	
	電磁流量計(広野町浄水場ろ過流量)	島津SS	T782F15025181	
	電磁流量計(広野町浄水場返送水流量)	島津SS	T782F05025181	
	電磁流量計(広野町浄水場奥広野取水流量)	島津SS	T782F10025181	
pH計	PH計(広野町浄水場原水PH値)	横河	PH8EFP	1
濁度計	濁度計(広野町浄水場原水濁度)	横河	TB400B	2
	濁度計(広野町浄水場ろ過水濁度)	横河	TB700H	
残留塩素計	残留塩素計(広野町浄水場ろ過一次残留塩素濃度)	横河	FC400G	2
	残留塩素計(広野町浄水場浄水残留塩素濃度)	横河	FC400G	
全窒素計	全窒素計(広野町浄水場ろ過水全窒素濃度)	荏原実業	G3-N2	2
	全窒素計(広野町浄水場浄水全窒素濃度)	荏原実業	G3-N2	
ループ試験	差圧式水位計(広野町配水池1号配水池水位)			17
	差圧式水位計(広野町配水池2号配水池水位)			
	投込式水位計(広野町浄水場取水井水位)			
	超音波式流量計(広野町配水池配水流量)			
	電磁流量計(広野町加圧ポンプ場加圧配水流量)			
	電磁流量計(広野町浄水場取水流量)			
	電磁流量計(広野町浄水場ろ過流量)			
	電磁流量計(広野町浄水場返送水流量)			
	電磁流量計(広野町浄水場奥広野取水流量)			
	PH計(広野町浄水場原水PH値)			
	濁度計(広野町浄水場原水濁度)			
	濁度計(広野町浄水場ろ過水濁度)			
	残留塩素計(広野町浄水場ろ過一次残留塩素濃度)			
	残留塩素計(広野町浄水場浄水残留塩素濃度)			
	全窒素計(広野町浄水場ろ過水全窒素濃度)			
	全窒素計(広野町浄水場浄水全窒素濃度)			
	指示計(広野町配水池流入電動弁開度)			

4 施設名:池尾浄水場

所在地:宇治市池尾南組11-5

点検項目	名称	製造元	型式	数量
水位計	投込式水位計(池尾浄水場取水井水位)	JFE	SL-500B	2
	投込式水位計(池尾浄水場浄水池水位)	JFE	SL-130B	
流量計	電磁流量計(池尾浄水場送水流量計)	横河	AE205SG	1
ループ試験	投込式水位計(池尾浄水場取水井水位)			4
	投込式水位計(池尾浄水場浄水池水位)			
	電磁流量計(池尾浄水場送水流量計)			
	指示計(池尾配水池水位)			

位置図



：対象施設